

防衛庁につきまして市を擁護する立場ひきかき市の希望とあり
りこういうことについては運営してくれるわけですが、肝心のNHK
が全国的な措置でありそういう例がほかにくつがある、それを全部
やるようになろうというところでございます。それから福生の
場合には滑走路から一キロひきかき実は一、五キロとおまけかつ
いてあるんだと、それ以上はだめだということになってあるわけでござ
います。

施設

なお現在テレビの画面のゆれに対しまして防衛庁が共同アン
テナの設置を考えておりました、ただいま熊川地区に十か所ばかり
試験的にアンテナを立てております。その結果がよければこ
れをなんとかしようという防衛施設庁の考えでございまして、四十七
年度におきまして予算算を計上するということになろうわけござ
います。でございますのでただいま熊川でやっております共
同アンテナの結果がよければ、これは主として画面のゆれを防ぐ
ものなそうでございます。その結果がよければこれについては市
といたしまして予算要求を当然やらなければならぬと思つて

あります。先きほどのNHKの受信料につきましてNHK
がそういう態度であつても市の態度として減免範囲の拡大とい
う要望をしてもいいようにさしつかえないこととございますので、大いにや
らせていただきたいと思つたのでよろしくご協力のほどお願いいたし
ます。なお受信料につきましては横田基地を中心とする協議
会におきまして私どもの議長が副会長をしておる基地協議会におき
ましても常に取りあげ運動をしておるところでございます。いろ
うご心配をいただきありがたく存する次第でございます。

商店街の問題につきましては答弁はよろしいということですが、商
協の役員さんといつたしまして是非この問題につきまして前向きな
勢力で、むしろご指導いただきたいと思つた次第でございます。

議長(石川信義君) 一番大沼秀伍君

。一番(大沼秀伍君)

そうしますと市長の考えとしてはいわゆる基地
経済から脱皮ということを考えずに、例えば年間五十億近いものが
二割、三割に止まるとしても十五億の収入があることになりまうが、そ
れに対する税金のはねかえりということも考えますと基地は減らないん

だということですが、それでは基地経済をまします押し進めていく考
え方なのか、三沢市では非常に火の消えたような状態になって
おるということでございます。これは先日三沢市についてきた方から聞
いております。先般私も防衛施設庁に参りまして所長等。か
う聞いたわけですが、非常にみじめなものだそうでございます。
基地経済に依存するならばいつかはそういう時代がくるだろうと
いうことを、市長のいうのには横田基地は減らないんだと、もっ
と誇張すれば経済の問題では基地に依存していいこうというふう
にも聞かざるわけですが、その点、いかがでしょうか。

議長(石川信義君) 市長石川常太郎君

市長(石川常太郎君) そういう意味ではございませんで、現に売り
上げが減っておりますし兵隊がきても宿舎は基地の中にござ
るだろうと、けつきよくいつかは脱皮しなければならぬと思いま
す。しかし残念ながらいつになるか今のところはつきりわからな
いわけでございます。ましては商店街といえどもこれはわかりま
せんので、ハラスにいたしましても商店街といえども完全に基地
対の問題で



ございますので、やはりいううちに将来の対策を立てていかなけ
ればならぬと思っておりますけれどもその対策が非常にむずかし
いわけでございます。

議長(石川信義君) 一番大沼秀伍君

一番(大沼秀伍君) 基地の縮小でもほかのものがくれは縮小ではな
いとして、先般防衛庁の話しによりますと三月から五月にか
けて五千人の兵隊を減らすと、これは横田基地だけではない
ということですが、これらを考えてみますとかなり減ることは事
実だと思いますが、これらについて市長はどういう情報が入って
おるか分かりませんが、とにかく今月から五月にかけて五千
人減らす
ようなことを聞いておるわけですが、もし横田基地関係でど
れだけ減るかという情報があったらお願いしたいと思いま
す。

NHKの受信料の問題ですが、ご承知のようにNHKは半
官半民であって営利を追求する会社ではないはずで、また
しかも基地というものは国の行政によってなされたものであ
って、所に

よつてはわずかな距離によつて、例えばぼくの所は半額なんですか、塩野議員の所は全額なんですか。それでいったいどのくらい差があるかという、こうしたことを決めたいのはNHKがかつてに決めたのか、市が一、五キロおまけしてもらっているというところか、これは市がタッチして決めたのかその点、どういう決め方をしたのか、お願いいたします。

議長（石川信義君） 市長石川常太郎君、

市長（石川常太郎君） 基地の縮小でございませうけれども、横田基地のロス将軍の配下の全部で五千人ということございまして、ほとんど関東一えんでございませうので、そう、横田基地が何人かということばも、らしていただけませんでした。それから、つかは基地がだめになるだろうということ、東京都の総合診断も、横田商栄会を繰り上げてやつていただいたわけでございますが、とにかくこの対策については誠に苦慮しているわけでございます。それからNHKにつきましましては現在のものは昭和三十七年頃NHK自身が決めたものでございます。それから現在のところNHK受信料の半額

にするための国からの補助金がないでやりにくいんだということになっております。でございませうから、当市といたしまして是非実状を訴えていただくことが一番必要ではないかと思っております。是非ご協力のほどお願いいたします。

議長（石川信義君） 一番大沼秀伍君、

一番（大沼秀伍君） わずか二割ですから地図の上から見ますと誠に不公平なわけですね。とにかく南田地が入って加美平田地が入って全額という所はほんの一画なんですか、これは当然国の行政による市民が好むと好まざるを問わず、そういうものが差別待遇をされているから市長としても是非解決していただきたいと思います。もしNHKがだめなら防衛庁にも交渉していただき補助金で取れるならば市でも一ヶ月六万五千円、年間七百八十万で全額的には少ないものですが、このことによつて差別されているというところは耐えられないと思います。この点最大の努力をばらしてもらって全額半額にしたいと思ひます。

これは経済課長にお伺いしたいんですが、現在の高工診断の経過

についてご報告を願いたいと思っております。

議長（石川信義君） 経済課長 中村浩君。

。経済課長（中村浩君） 自席からお答えいたします。

広域商工診断につましましては昨日脱稿しているわけですが、
今月中にまとめまして報告会を開きたいと思っております。

議長（石川信義君） 以上で一般質問は終了しました。

議長（石川信義君） 日程五報告才一号専決処分承認を

求めることについて（昭和四十五年度福生市一般会計補正予算
才五号）を議題といたします。

朗読を省略し理事者から提案理由の説明を求めます。企
画調査室主幹生子国利君。

（企画調査室主幹生子国利君登壇）

。企画調査室主幹（生子国利君） 昭和四十五年度福生市一般会計
補正予算才五号についてご説明を申しあげます。

才五号の補正予算につきましては専決予算でありまして、理

福生市議会



由といたしましては国が米の生産調整の一環として地方公共団体に
おいて公共用地として取得することが適当な水田について地方債が認め
られることになりました。先ほど市長から施政方針演説で述べ
ましたとおり柳山周辺における場所に文化スポーツセンターを建
設する構想が発表されて、その予定地がたまたま該当するもの
と考えられ、また市財政の運営からしても申請時期を失しな
いよう提出期限であります。二月中に提出しなければならず、申請
書類としては地方債借入れおよび用地買収の意思を決定いたし
ました予算書の添付が必要となつたため、また才五小学校増築
事業に対する事業債が増額決定されたために同じような手続
が必要となりましたので、これらの理由によって地方自治法の規定
にもとづき昭和四十六年二月十八日をもって専決処分の手続きを
行なわせていたたいた才でございします。

次に予算書の内容についてご説明申しあげます。

まず才一条は才入才出それぞれ三千五百三十万円を追加し
予算総額を十三億六千七百九十八万九千円と定めるものであり



まして、第二条におきまして地方債の追加と変更を行なうものであります。

才入の内容について申しあげますと、市債で三千五百三十万円を追加し合計一億円と定めるものでございまして、この追加額のうち三千五百万円が用地取得債として借入れられる金額であり、借入対象は用地面積三千三百十九・八五平方メートル、坪にしまして九百七十四坪で、単価は平米当り二万一千円の算定により許可単位は百万円となっております。また三十万円が増額決定されました学校増築事業債であります。

次に才出について申しあげますと、教育費に三千五百四十二万円を追加いたし合計二億九千五百七十四万一千円と定めようとするもので、追加額三千五百四十二万円につきましては才入において申しあげました用地の購入費であり、地方債許可額は百万単位でありますので不足分四十三万円を一般会計から充当することになります。また学校の事業債三十万円は財源ふりかえ措置のために支出には変更ありません。予備費につきまして

は用地購入の一般財源充当の関係から十二万円を裁額補正をして一千四十八万円と定めるものであります。

次に地方債の補正内容についてご説明申しあげますと、用地取得債として三千五百万円を借入れ、利率を七・五％以内とし、償還方法につきましては記されておるとおりの方法によるもので、また変更については借入の限度額を変更するものであります。

以上のような内容でございますが、はなはだ雑ぱくでございますが説明にかえてさせていただきます。よろしく本補正予算の専決処分についてご承認を賜りますようお願いいたします。

議長(石川信義君) 以上ご説明は終了しました。

これより質疑を行ないます。

議長(石川信義君) 十九番塩野鉄之助君

十九番(塩野鉄之助君) 主幹にお尋ねいたしますが、本案につきましては賛成するものでございします。過日の全協におきましてこの用地の取得につきましては約二千坪という説明がありましたが、本

日九百七十四坪という説明ですが、過日の全協におきまして私
はもう少し多くの用地を買ったかどうかという発言をしております
けれども、その内容についてもう少し説明したいと思っております。

議長（石川信義君） 企画調査室主幹生子国利君

企画調査室主幹（生子国利君） ただいまのご質問ですが、場所とい

ましてこの坪数は、予定は大体二千坪になっております。建設

予定は二千坪を考えておりますけれども該当する水田としての関
係地目が約九百七十四坪の坪数でございまして、約半分くらい
になるわけで、このために対象が田んぼでなければならぬという
ことでその対象分だけを購入しようということ取得には支障はな
いということございまして、そういう意味で坪数が減っているのでは
なくて計画では二千坪になっております。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。報告一号の専決処分については

原案どおり承認することにご異議ありませんか。

福生市議会

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって報告一号

号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程九議案二号福生市職員定数

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。企画

調査室長大野忠一君

（企画調査室長大野忠一君 登壇）

企画調査室長（大野忠一君） 議案二号福生市職員定数条

例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

昨年七月市制施行の際に新しく福祉事務所等が設けられ
ましたのでその際職員増加の条例改正をしていたわけございま
すが、本年度は新しく保育園を新設予定しております。それ
から公害事務の委託その他日々事務量の増加をきたしており
ますので新しい職員を採用したいわけございします。その



議二 議三 議四 議五 議六 議七 議八 議九 議十

ために本条例の改正をお願い申しあげた次第でございます。従来は各事務部局の職員定数の中で事務吏員、技術吏員、その他の吏員というような内訳で定めておたわけでございますが、ほとんどの市におきましては各部局の総定数を規定するという条例内容になっておりますので、今回はそういうように改めさせていただこうとするものでございます。

オニ条の職員でございますが、これは職員定数を定める条令でございます。市長の事務部局二百四人、今まで百七十一人ございました。そのうち三十二人を福祉事務所の定数とするというように定めておたわけでございますが、今回三十二人を増員いたしました。二百四人にしていたとあるものでございます。このうち今まで福祉事務所は三十二人でありましたが十三人増員いたしました。三十五人にしたいとするものでございます。それから次の議会事務局の職員ですが、今まで五人でありましたものを二人増加して七人、それから教育委員会の事務局および教育機関の職員、これは学校関係でございますが、今まで五十七人で

ございましたが五人増加いたしました。六、七、八は変更ございません。合計いたしました今まで二百七十七人でありましたが、三十九人増員いたしました。三百十六人とした。次でございします。

次の二項三項でございします。これは休職者、結核休職者、併任等の場合はこの条例の定数外とするということ、これは今までもある条文ですが、このように定めようとするものでございます。附則は、この条例は昭和四十八年四月一日の新年度から施行したいというものでございます。

何とぞ慎重ご審議賜りましてご決定いただくようお願いいたします。まして説明を終わらせていただきます。

議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

議長（石川信義君） 三番 関 米吉君

。三番（関 米吉君） ちよとお尋ねいたしますが、現在の職員の数はこの定数のうち何人になっておるか、また今年度の採用はどのくらい見込んでおられるかをお願いいたします。

議長（石川信義君） 企画調査室長 大野忠一君

企画調査室長（大野忠一君） 現在員でございしますが、一月一日現在二百五十七人でございします。

それから本年採用の確定したもののまた見込みのものを合せまして二十八人を予定しておりますので合計二百八十五人でございします。これを改正いたそうとする三百六十一人にはまだ三十一人のようがございしますが、将来というか四十七年度はこれでいけるのではないかというように考えております。

議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

議長（石川信義君） 八番中里元一君

八番（中里元一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オニ号については、委員会付託および討論を省略したちに採決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま中里元一君から

所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとあ

り決するにございしませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって本^案は委

員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長（石川信義君） これより議案オニ号 福生市職員定数条例

の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案とあり決するにございしませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案オニ

号は原案とあり可決いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程オ七議案オニ号 福生市の一般職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

企画調査室長大野忠一君

(企画調査室長 大野忠一君 登壇)

企画調査室長(大野忠一君) 議案オ三号 福生市の一般職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申しあげ
ます。

一般職員の給与改正につきましては昨年八月に人事院の勧告
に続きまして十月に東京都の人事院会の勧告がなされたわけで
ございまして。これにつきましては自治省や東京都よりこの
内容につきまして指導がございまして。昨年の十二月定例会で
給与表と住居手当について一部改正をしていたいたわけござい
ます。その勧告をされた中で手当の調整手当と通勤手
当の一部につきまして東京都の方針また他市の方針がはつて
りいたしませんで、この点は保留いたしておいたわけござい
ます。その後都下の各市がはつてりして参りましたことと東京都に
おいては大体今議会に提案されております。

その内容につきましてご説明申し上げると、オ九条のオ三
項中とありますが、これは十八才未満の子、孫、二十才以上の

福生市議会



父母、十八才未満の弟妹、不具、廃疾者というものがございま
すが、二号から五号までの扶養親続につきましては一人四百円と
いうふうに規定されてあるわけございまして。ただしこの中で
子供のうち一人千六百円を支給するという事になるわけ
でございまして、今回これを一律に一人千円にしようとするもの
でございまして。次のオ十条の二でございまして、これは調整手
当の事項でございまして、現在本俸の百分の六を調整手当として
支給するという事になっております。百分の二を増額いたしまし
て百分の八に改めようとするものでございまして。それからオ十一
条のオ二号中月額七百元を月額九百元に改めようという事ですが、こ
れは通勤手当の中で二キロ以上の交通機関を利用しないもの、そ
れからバス、電車を利用しない職員に對しましては二キロ以上の場合は
現在七百元を支給してあるわけございまして、これを二百円上げ
まして九百元にいたそうとするものでございまして。次の二十条
の二項および三項中とありますが、これは休職者の給与の本
俸とそれと調整手当を對象に支給するとありますが、この中に

福生市議会

住居手当を加えようとするものをございます。それから附則でございます。調整手当につきましては四十五年五月から適用する。それから通勤手当、扶養手当の条項につきましては四十六年四月一日から実施したいという内容のものをございます。それから二項、三項、四項、五項は今まで昭和三十二年当時暫定手当というものがあつたわけにございます。この暫定手当を順次本俸に繰り入れますので現在は暫定手当はございせん。そういうことでこの条例の条文整理をしようとするものをございます。それから六項ですが、調整手当につきましては昨年の五月から実施したいというものをございます。今まで支払われたものはこの改正の内払いとみなすという内容のものをございます。七項は支給についての事務手続きは規則で定めるといふ内容のものをございます。

大変難しくてございます。か何とぞご審議を賜りましてご決定くださるようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（石川信義君） 以上で説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

議長（石川信義君） 八番中里元一君

八番（中里元一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案オ三号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま中里元一君から所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よつて本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長（石川信義君） これより議案オ三号福生市の一般職員の給